

## 「山口市安心サポート事業の試行的運用に関する要領」の概要

### 1 要領の趣旨(第1条)

この要領は、山口市が地域共生社会の実現を目指すにあたり、持続可能な権利擁護支援モデル事業実施要領（令和7年2月18日付社援発0218第3号厚生労働省社会・援護局長通知「生活困窮者自立相談支援事業等の実施について」別添35）に基づき、山口市持続可能な権利擁護支援モデル事業として実施する山口市安心サポート事業（以下「本事業」という。）の試行的な運用に関し、必要な事項を定めるものとする。

### 2 事業の目的(第2条)

本事業は、身寄りがない者が抱える多様な課題に対し、本人の意思決定及び日常的金銭管理の支援を通じて、権利擁護支援の仕組みを構築することを目的とする。

### 3 対象者(第7条)

本事業の対象者は、山口市に住民登録があり、かつ市内に居住の実態がある者で、判断能力がある又は判断能力の低下が比較的軽度であり本事業の支援の内容等について判断し得る能力を有しており、日常生活及び社会生活を円滑に営むために必要な意思の決定及び社会参加のために必要な金銭管理その他手段的活動の支援を要する者であって、次のいずれかに該当する者とする。

- (1) 身寄りがない者で、情報を十分に理解すること及び一人では金銭管理が難しい単身世帯の者
- (2) 世帯構成員以外に身寄りがない者で、世帯内では情報を十分に理解すること及び金銭管理が難しい老々世帯及び老障世帯の者

### 4 提供するサービス(第6条)

- (1) 利用者が日常生活を送るために必要な見守りを行い、社会生活における意思決定を支援するために行う意思決定支援
- (2) 利用者が日常生活及び社会生活を円滑に営むために必要な手続き、生活費の管理並びに書類等の預かりに係る支援のために行う日常的な金銭管理サービス

### 5 サービスの提供主体

#### (1) 意思決定支援

意思決定支援を提供するため、意思決定応援サポーターを置く。(第10条)

#### ●意思決定応援サポーターが行うサービスの内容（別表1）

- ・利用者への定期又は随時の訪問（月2回訪問するものとし、各回1時間を上限とする）
- ・利用者の地域生活に対する意思・選好及び価値観の把握
- ・利用者の意思決定の後押し
- ・その他、利用者の意思決定に関すること

#### ●意思決定応援サポーターの要件（抄）（第10条）

- ・意思決定応援サポーター養成講座又は同種の研修を修了していること。

## (2) 日常的金銭管理サービス

日常的金銭管理サービスを提供するため、日常的金銭管理サービス事業者を指定する。(第15条)

### ●日常的金銭管理サービス事業者が提供するサービスの内容(別表1)

#### ① 簡易な日常的金銭管理サービス

##### ア 手続き等支援【必須】

- ・福祉サービスの利用料や医療・入院に係る費用、税金、社会保険料、公共料金、日用品などについての支払い及び関連する手続き
- ・預貯金の払い戻し、預貯金の預け入れ、預貯金の解約等の手続きに関する金融機関等への同行及び代行(月2回を上限とする)
- ・自動振替手続き
- ・年金及び福祉手当の受領に必要な手続き

##### イ 生活費の管理支援【選択】

- ・日常生活に必要な範囲での金銭について、一時的に預かり(預貯金通帳の管理を含む)、1月の間に複数回に分けての利用者への受け渡し

#### ② 書類等の預かりサービス

##### ア 書類等の預かり【選択】

- ・年金証書、保険証書、預貯金通帳、印鑑、その他、事業者が適当と認めた書類(カード含む)の預かり

### ●日常的金銭管理サービス事業者の要件(抄)(第17条)

- ・社会福祉法人
- ・介護サービス事業等について、県又は市の指定を受けている者

## 6 監督機関(第50条)

本事業の適正な運営を確保するために、監督機関としてサポート事業推進会議を置く。

### ●サポート事業推進会議の役割

- ・利用者からの相談等に対する助言・調査及び検討
- ・意思決定応援サポーターからの相談や報告内容等に対する監督・助言・調査及び検討
- ・日常的金銭管理サービス事業者からの相談や報告内容等に対する監督・助言・調査及び検討
- ・成年後見制度等、他の制度やサービスへのつなぎ等の検討及び提言
- ・その他、本事業に必要な事項についての助言・調査及び検討

### ●サポート事業推進会議の委員

(※「山口市成年後見制度利用促進協議会 受任調整会議」の構成員に同じ)

- ・山口県弁護士会に所属する弁護士
- ・山口県司法書士会に所属する司法書士
- ・山口県社会福祉士会に所属する社会福祉士
- ・山口市基幹型地域包括支援センター職員
- ・山口市障がい者基幹相談支援センター職員

## 7 利用者負担額

別表1（第6条関係）

サービスの種類	サービスの内容	利用者負担額	
意思決定支援	住民の立場から、次の支援活動を行う (1) 利用者への定期又は随時の訪問（月2回訪問するものとし、各回1時間を上限とする） (2) 利用者の地域生活に対する意思・選好及び価値観の把握 (3) 利用者の意思決定の後押し (4) その他、利用者の意思決定に関すること	—	
日常的金 銭管理サ ービス	簡易な日 常的金銭 管理サー ビス	(1) 手続き等支援【必須】 ・福祉サービスの利用料や医療・入院に係る費用、税金、社会保険料、公共料金、日用品などについての支払い及び関連する手続き ・預貯金の払い戻し、預貯金の預け入れ、預貯金の解約等の手続きに関する金融機関等への同行及び代行（月2回を上限とする） ・自動振替手続き ・年金及び福祉手当の受領に必要な手続き	1月につき 1,500円
		(2) 生活費の管理支援【選択】 ・日常生活に必要な範囲の金銭について、一時的に預かり（預貯金通帳の管理を含む）、1月の間に複数回に分けての利用者への受け渡し	1月につき 500円
	書類等の 預かりサ ービス	(1) 書類等の預かり【選択】 ・年金証書 ・保険証書 ・預貯金通帳 ・印鑑 ・その他、事業者が適当と認めた書類（カード含む）	利用者と事業者との契約により 1月あたりの金額を決定

## 8 市からの委託料等

### (1) 意思決定応援サポーターの謝金 (第13条)

1月につき1人当たり 1,000円

### (2) 日常的金銭管理サービス事業者への委託料

別表2 (第16条関係)

サービスの内容	委託料
簡易な日常的金銭管理サービス	1月につき1人当たり2,000円
書類等の預かりサービス	利用者ごとに当該サービスの利用料として利用者と事業者との契約により決定した1月あたりの利用者負担額と、1月につき200円とを比較し少ない方の金額

別表3 (第16条関係)

加算の種類	加算の要件	加算額
生活費の管理支援加算	簡易な日常的金銭管理サービス(2)生活費の管理支援を行う場合	1月につき 1人当たり 500円
地区加算	徳地地区又は阿東地区に居住している利用者に対して、同一地区外の事業所が支援を行う場合	1月につき 1人当たり 500円
在宅支援加算	入所施設を利用していない利用者に対して、支援を行う場合	1月につき 1人当たり 500円

## 9 施行期日

施行日 令和7年8月1日